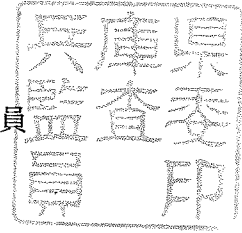




兵 監 委 第 1 5 9 0 号  
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

長 瀬 猛 様

兵 庫 県 監 査 委 員



黒 川 治  
藤 川 泰 延  
塚 本 隆 文  
栗 原 一

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成24年2月1日付けの住民監査請求について、監査を実施した結果は、別添のとおり  
です。

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

平成24年2月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書（以下「請求書」という。）が、神戸市東灘区深江北町3丁目4番16号 長瀬猛外1名から提出された。

#### 2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおりと解した。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(1) 学校法人兵庫朝鮮学園（以下「兵庫朝鮮学園」という。）は、朝鮮学校（神戸朝鮮高級学校その他の兵庫朝鮮学園が設置し、運営する各種学校をいう。以下同じ。）7校を運営している。県は、兵庫朝鮮学園に対し、かねてより補助金を交付しており、平成23年度も相当額の補助金を交付している。

(2) 日本国憲法第89条は、公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出を禁じている。しかし、朝鮮学校は、私立学校法（昭和24年法律第270号）はもとより教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づかない各種学校であり、その構成、人事、予算及び内容において、国又は地方公共団体の監督下になく、一切の公の支配を積極的に排除し、在日本朝鮮人総联合会（以下「朝鮮総連」という。）を通じて北朝鮮の指導と監督に基づく民族教育がなされている。

(3) よって、県による兵庫朝鮮学園に対する補助金の交付決定は、日本国憲法第89条に違反する違憲又は違法の行為である。

###### イ 求める措置の内容

知事が平成23年度に行った兵庫朝鮮学園に対する補助金交付の決定を取り消すことを求める。

##### (2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、次の文書が提出された。

ア 「住民監査請求に関する声明」と題する文書

イ 政府答弁書（平成19年7月10日付け）

ウ 朝鮮総連ホームページ

エ 内外情勢の回顧と展望（平成22年（2010年）1月）

オ 第175回国会 衆議院文部科学委員会議録

#### 3 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成24年2月1日（請求書提出日）付けで受理した。

### 第2 証拠の提出及び陳述

#### 1 請求人の陳述等

平成24年3月1日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第6項）、請求人のうち1人及び請求人の代理人から、おおむね下記(1)のとおり陳述があり、また、新たな証拠として、下記(2)の文書が提出された。

(1) 請求人の陳述

ア 知事は、北朝鮮に拉致された方々の救出について、政府関係者には毅然とした態度で対処するようお願いしていると言われている。ただ、知事は、朝鮮学校への補助金について、朝鮮学校が各種学校と位置付けられるということで、補助金を出さなければならないと言われている。まだ拉致被害者が帰って来ていないのだから、知事も毅然とした態度で朝鮮学校への補助金を止めていただきたいというのが、監査請求を行った理由である。

イ 日本国憲法第89条の公の支配に属さない学校の事業に対する公の資金提供は違憲である。本件では、朝鮮学校が公の支配に属するかどうか問題となる。

強調したいのは、朝鮮学校を運営し、事実上支配している朝鮮総連という団体は、北朝鮮という独裁政権国家に忠誠を誓い、一体となって活動を行っているということである。そのことによつて、我が国の公の支配を積極的に拒否している状況の中で、朝鮮学校の運営がなされているということである。

公の支配に係る憲法上の解釈について、厳格説から緩和説まで、どのような立場に立とうとも、日本国の公の支配を積極的に拒否している学校等に対して、資金を提供することは、日本国憲法第89条に照らして違憲であろうと考える。

ウ 新たな証拠として提出した新聞記事には、神奈川朝鮮中高級学校の学校長が金正恩体制に忠誠を誓って、愛国教育をしていきますよ、という宣誓をしているとある。事実証明書には、在日コリアンの代表的団体である在日本大韓民国民団から、朝鮮学校に対する補助金交付について問題があるという趣旨の意見書が出されているという事実を提示している。そこにあるのは、朝鮮学校の運営に対する不透明さと、朝鮮総連が北朝鮮に対して専ら忠誠を誓っているということに対する疑念について、具体的に問題点を明らかにするものだと思う。

エ こういう状況にありながら、朝鮮学校に対する補助金の交付ということを問題視しないでそのまま継続するというのは、北朝鮮に対して、拉致問題の解決に関する誤ったメッセージを伝えることとなるのではないかという危惧を持って監査請求に及んだということもご理解いただきたい。

(2) 新たな証拠

ア 「住民監査請求についての見解書」と題する文書

イ 平成24年1月10日付け産経新聞記事

2 執行機関の陳述の要旨

平成24年3月1日、企画県民部の陳述を実施したところ（自治法第242条第7項）、おおむね次のとおり陳述があった。

(1) 兵庫朝鮮学園及び朝鮮学校について

ア 兵庫朝鮮学園は、私立学校法第64条第4項に基づき知事から昭和38年9月30日に認可を受けた学校法人である。兵庫朝鮮学園の目的は、その寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い各種学校を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成すること」とされている。

イ 兵庫朝鮮学園が設置運営している7校の朝鮮学校については、学校教育法第134条に基づき知事から認可を受けた各種学校である。

(2) 補助金の支出について

ア 私立学校に対する助成については、私立学校法第59条及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第10条において、国又は地方公共団体は、学校法人に対し、補助金を支出することができることと規定されている。また、自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることと規定されていることから、県では、交付要綱を定め、兵庫朝鮮学園を含む外国人学校に対して次の助成を行っている。

(7) 外国人児童生徒等に対する教育の機会均等や、国際親善等の推進を図るため、各種学校として県が認可していることも踏まえ、教職員人件費や教育研究経費及び管理費を補助対象に、昭和57年度から外国人学校振興費補助金を支出している。

(1) 平成22年度からは、神戸朝鮮高級学校に対し、外国人学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金を支出している。

イ これらの補助金については、兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校についても、国公立大学等が卒業生の受験資格を認めていること、高校総体等のスポーツや文化面においても高校等と同様に活動していること等から、基本的に国内の小中高校等に準じた教育施設として、他の外国人学校と同様の取扱いを行ってきたものである。

ウ 年度終了後には、補助金交付要綱に基づき補助金実績報告書の提出を受けるとともに、必要に応じて現地において会計書類等の確認を行っている。

加えて、助成事務の参考とするため、毎年度「外国人学校状況調査」を実施し、教職員数、生徒数、生徒納付金額等について調査している。

(3) 日本国憲法第89条について

ア 平成2年1月29日の東京高等裁判所の判決において、「教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではないと解される。」とされている。

イ 政府見解で、私立学校への助成に関する日本国憲法第89条に規定する公の支配に係る解釈については、私立学校は学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法による法的規制を受けていることから、公の支配に属しており、合憲であるとの判断が示されている。

ウ 以上の公の支配に関する考え方に照らし、本件について検討する。

(7) 兵庫朝鮮学園については、私立学校法第64条第4項に基づき認可を受けた学校法人であることから、所轄庁である知事は、私立学校法第31条第1項の規定による寄附行為の認可、同法第50条第2項の学校法人の解散の認可、同法第62条第1項の学校法人の解散命令の権限がある。

(1) 7校の朝鮮学校は、学校教育法第134条に基づき認可を受けた各種学校であることから、学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置及び廃止認可、同法第13条の学校の閉鎖命令の権限がある。

(7) 補助金の交付に伴い、私立学校振興助成法第12条第1号の規定による業務、会計の状況に関する報告の徴収及び帳簿、書類その他の物件の検査、同条第2号の収容定員の是正命令、同条第3号の予算の変更勧告、同条第4号の役員の解職勧告の権限がある。

エ したがって、兵庫朝鮮学園及びその設置する朝鮮学校については、法令による特別の監督関

係の下に置かれる教育の事業であり、日本国憲法第89条にいう公の支配に属すると解している。

(4) まとめ

以上のことから、当該補助金の支出は法令に基づき適正に行われたものであり、日本国憲法第89条に抵触せず、適正かつ妥当なものである。

### 第3 監査の対象

請求書及び事実証明書に基づき、平成23年度の兵庫朝鮮学園に対する次の補助金の交付決定を監査の対象事項とした。

- (1) 外国人学校振興費補助
- (2) 私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助

### 第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、請求人の新たな証拠、企画県民部の陳述及び企画県民部に対する実地調査（平成24年2月17日実施）により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 1 認定した事実

(1) 兵庫朝鮮学園は、私立学校法第64条第4項の規定による学校法人であり、その寄附行為について、同条第5項において準用する同法第31条第1項の規定による知事の認可を受けて設立されている。また、兵庫朝鮮学園が設置する朝鮮学校は、いずれも学校教育法第134条第1項に規定する各種学校であり、同条第2項において準用する同法第4条第1項の規定による知事の認可を受けて設置されている。

(2) 県が平成23年度に兵庫朝鮮学園に対して交付している補助金は、上記第3(1)の外国人学校振興費補助及び上記第3(2)の私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助の2種類であり、その概要は次のとおりである。

ア 上記第3(1)の外国人学校振興費補助は、平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱に基づき実施されており、外国人学校（専ら外国人の児童・生徒を対象とした教育を行う学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校であって、各種学校の認可を受けたものをいう。以下同じ。）を対象とし、外国人学校に在籍する児童・生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、もって外国人学校教育の運営に資するものと定められている。

平成23年度の外国人学校振興費補助は、対象となる外国人学校12校を設置運営する7団体に対して、合計3億4,300万円の交付決定が行われている。そのうち兵庫朝鮮学園分については、平成23年12月1日付けで1億3,211万2,000円の交付決定が行われている。

イ 上記第3(2)の私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助は、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱に基づき実施されており、私立専修学校高等課程等（各種学校に置かれる高等学校の課程に類する課程及び専修学校の高等課程（大学入学資格が付与されるものに限る。）をいう。以下同じ。）に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するために行うものであり、対象となる事業は、兵庫県内に私立専修学

校高等課程等を設置している学校法人が、当該私立専修学校高等課程等に平成23年10月1日現在在籍する生徒の保護者に対し、その所得の多寡に応じて授業料軽減を行う事業とされ、これに対し県が補助金を交付することとされている。

平成23年度の私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助は、私立専修学校高等課程等を置き、対象となる事業を実施する13校を設置運営する12団体に対して、合計1,695万5,400円の交付決定が行われている。そのうち兵庫朝鮮学園分については、平成23年11月25日付けで491万円の交付決定が行われている。

(3) 上記(1)のとおり、知事は、兵庫朝鮮学園を学校法人として認可し、朝鮮学校を各種学校として認可している。また、上記(2)のとおり、県は、兵庫朝鮮学園に補助金を交付している。これらのことから、知事は、兵庫朝鮮学園又は朝鮮学校に対して、次に掲げる監督等の権限を有する。

ア 知事は、学校教育法に基づく各種学校である朝鮮学校に対して、同法に基づき次の権限を有する。

(7) 各種学校の設置・廃止の認可（同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項）

(8) 収容定員に係る学則変更の認可（同項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第11号）

(9) 各種学校の閉鎖命令（同法第134条第2項において準用する同法第13条第1項）

イ 知事は、私立学校法に基づく学校法人である兵庫朝鮮学園に対して、同法に基づき次の権限を有する。

(7) 学校法人の設立・解散の認可（同法第64条第5項において準用する同法第31条第1項及び第50条第2項）

(8) 教育の調査、統計その他に関する必要な報告書の提出（同法第64条第1項において準用する同法第6条）

(9) 学校法人の解散命令（同法第64条第5項において準用する同法第62条第1項）

ウ 知事は、県から補助金の交付を受けている団体である兵庫朝鮮学園に対して、補助金交付要綱（平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱及び平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱をいう。以下同じ。）に基づき下記(7)から(9)までの権限を、また、私立学校振興助成法に基づき下記(1)から(9)までの権限を有する。

(7) 補助事業の遂行状況報告、実績報告その他の報告

(8) 事業成果が交付決定の内容等に適合させるための措置

(9) 補助金を目的外で使用した場合等の交付決定の取消し

(1) 会計の状況に関する報告の徴収（同法第16条において準用する同法第12条第1号）

(2) 関係者に対する質問及び帳簿、書類その他の物件の検査（同号）

(3) 収容定員を著しく超えて入学させた場合の是正（同法第16条において準用する同法第12条第2号）

(4) 予算の変更勧告（同法第16条において準用する同法第12条第3号）

(5) 役員解職勧告（同法第16条において準用する同法第12条第4号）

(4) なお、県は、平成23年度において、上記(3)の権限に基づき、兵庫朝鮮学園又は朝鮮学校に対して次のような監督等を実施している。

ア 平成23年5月、県は、朝鮮学校その他の外国人学校を設置する団体に対して、外国人学校実態調査を行った。

当該調査は、当該団体から調査票その他の文書の提出を受けることにより行われており、私立学校法による報告書の提出、補助金支出に伴う書類の提出等に係る権限に基づき、毎年度実施されている。

当該団体から提出を求める調査票には、役員名簿、教職員と児童・生徒の数、授業時間数、授業料の額、他の補助金の受給状況などが記載されており、また、参考資料として学則、カリキュラム表、入学案内及び決算書の提出を受けている。

イ 平成23年10月、県は、兵庫朝鮮学園が設置する神戸朝鮮高級学校において実地調査を実施した。実地調査は、同校を訪問して行われており、補助金支出に伴う報告聴取等として、数年に1回実施されている。

実地調査では、私立学校振興助成法による権限に基づき支出伝票、現金出納簿等を検査することにより、おおむね次の事項について確認されている。

(7) 外国人学校振興費補助関係として、実績報告書と決算書の突合等

(8) 私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助関係として、授業料軽減の実施に係る会計処理の状況等の確認

(5) 教育の事業に対する日本国憲法第89条にいう公の支配について、判決は、「その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りる」としている（平成2年1月29日東京高等裁判所判決）。

また、このことについて、政府見解は、「第1に、学校教育法による学校の設置や廃止の認可、そして閉鎖命令。第2に、私立学校法によります学校法人の解散命令。第3に、これが大事なわけですが、私立学校振興助成法によります収容定員是正命令、それから予算変更勧告、役員解職勧告などの規定がございまして、これらの規定を総合的に勘案いたしますと、こうした特別の監督関係にあれば公の支配に属している」としている（平成15年5月29日参議院内閣委員会での内閣法制局第2部長の答弁。昭和54年3月13日参議院予算委員会での内閣法制局長官の答弁も同旨）。

## 2 判断

(1) 請求人は、兵庫朝鮮学園が運営する朝鮮学校が日本国憲法第89条に定める公の支配を排除し、北朝鮮の支配に属しているものであるとし、兵庫朝鮮学園に対して補助金を交付することは日本国憲法第89条の規定に反し違憲又は違法であることをもって、当該補助金の交付決定の取消しを求めている。

(2) しかし、上記1(1)のとおり、知事は兵庫朝鮮学園を学校法人として認可し、朝鮮学校を各種学校として認可しており、また、上記1(2)のとおり、県は兵庫朝鮮学園に対して補助金を交付している。これにより、知事は、朝鮮学校を運営する兵庫朝鮮学園に対して、学校教育法、私立学校法並びに補助金交付要綱及び私立学校振興助成法に基づき、上記1(3)に掲げる監督等の権限を有している。このことを教育の事業に対する公の支配に関する上記1(5)の判決及び政府見解に当てはめると、県は兵庫朝鮮学園に対して政府見解がいう「特別の監督関係」にあり、これをもって判決がいう「公の利益に沿わない場合にはこれを是正する途が確保され」としていると認められることから、兵庫朝鮮学園による教育の事業は公の支配に属しないものとまでいうことはできない。

(3) そして、上記1(4)のとおり、県は、兵庫朝鮮学園に対する調査を実施しており、上記1(3)に掲げる監督等の権限を現に行使している。

(4) これらのことから、本件措置請求に係る兵庫朝鮮学園に対する補助金は、日本国憲法第89条により禁じられている公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出には当たらない。

以上のとおり、知事が平成23年度に行った兵庫朝鮮学園に対する補助金交付の決定を取り消すことを求める、とする本件措置請求には、理由がないものと判断する。